

都道府県言語聴覚士会規程

(目的)

第1条 一社) 日本言語聴覚士協会(以下、本協会という)は、定款第3条の目的を達成するとともに、地域における活動を推進するための地方組織として、都道府県に都道府県言語聴覚士会(以下、都道府県士会という)を置くことができる。

(都道府県士会の活動)

第2条 都道府県士会は、地域の行政、関連機関、関連団体等および本協会と連携し、言語聴覚士の資質の向上及び知識・技術の研鑽に努めると共に、言語聴覚障害学及び言語聴覚療法の普及・発展に寄与するものとする。

- 2 都道府県士会は、新入会員に本協会への入会を勧め、また当法人は新入会員に対して、居住あるいは勤務する都道府県士会への入会を勧めるように努める。
- 3 都道府県士会は、一般社団法人日本言語聴覚士協会の名称を冠することができる。
- 4 都道府県士会は、本協会が認める活動を行う場合には、地域活動支援補助規程に準じて活動費の補助を受けることができる。

(都道府県士会会長会議)

第3条 都道府県士会会長会議は、都道府県士会会長の参加により構成される。ただし、会長が参加できない場合は、代理人の参加を認める。

- 2 都道府県士会会長会議は、理事会より依頼された事項を協議し、また理事会に意見をあげることができる。
- 3 都道府県士会会長会議は、年1回以上開催することとし、本協会会長がこれを招集する。
- 4 都道府県士会会長会議の議長は、本協会会長がこれにあたる。

(規程の改廃)

第4条 この規程は、理事会の決議により改廃することができる。

付則

- 1 この規程は、平成21年11月7日より施行する。
- 2 この規程は、一部変更の上、平成27年4月1日より施行する。
- 3 この規程は、一部変更の上、令和5年4月1日より施行する。